

チャレンジ自然体験及び自然体験活動リーダー養成講座企画・運営業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

チャレンジ自然体験及び自然体験活動リーダー養成講座企画・運営業務

2 本説明書

本説明書は、札幌市が実施する「チャレンジ自然体験及び自然体験活動リーダー養成講座企画運営業務」について、業務委託の契約候補者を選定するための公募型企画提案に際し、必要な事項を定める。

3 目的及び業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

なお、業務仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者の選定後、協議の中で変更する場合がある。

4 予算上限額

3,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

6 選定方法及び選定数

- (1) 業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）は、企画提案（プロポーザル）方式により選定するものとする。
- (2) 選定は、札幌市が設置する企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査・評価の上、契約候補者を1者選定する。

7 参加資格

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、札幌市内で事業を実施することができること。
- (2) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者（統括責任者）1名の配置が可能であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (4) 令和 4 ~ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）のうち、「一般サービス業」の登録事業者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

8 企画競争実施に係るスケジュール

(1) 公募開始	令和 6 年 1 月 29 日（月）
(2) 質問書提出期限	令和 6 年 1 月 29 日（月）～ 令和 6 年 2 月 5 日（月）17 時必着
(3) 企画競争参加意向申出書の提出期限	令和 6 年 2 月 14 日（水）17 時必着
(4) 企画提案書等の提出期限	令和 6 年 2 月 21 日（水）17 時必着
(5) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 6 年 3 月 8 日（金）※予定
(6) 結果通知	令和 6 年 3 月中旬～下旬
(7) 契約締結予定日（令和 6 年 1 定予算議決後）	令和 6 年 4 月上旬～中旬

※ 企画提案書の提出者（以下「応募者」という。）が 6 者以上となった場合は、企画提案書の書面審査を実施する。結果については、応募者に令和 6 年 2 月 27 日（火）頃に通知する。

※ 応募者が 6 者未満の場合、書面審査は実施せず、ヒアリングの開始時間等について通知する。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務の企画提案に関する質問がある場合は、所定の質問書（企画提案様式 1）に質問の要旨を簡潔に記入し、下記「19 応募・問い合わせ先」宛てに電子メールで送信すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

※件名に「チャレンジ自然体験等企画・運営業務の質問書の提出について」と記載すること。

(2) 質問受付期限

令和6年1月29日（月）～令和6年2月5日（月）17時00分（必着）

(3) 回答方法

原則、札幌市ホームページに掲載するが、内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者のみに回答する。

なお、質問書以外での問い合わせ及び受付期間以外での質問に対しては、回答しない。

10 参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、以下のとおり、企画提案への参加意向申出書（企画提案様式2）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年2月14日（水）17時00分（必着）

(2) 提出方法

下記「19 応募・問い合わせ先」宛て郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

(3) その他

企画提案への参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

11 企画提案書の提出

(1) 提出書類・提出数

下記ア～エについて、電子データとあわせて提出すること。

提出にあたっては、一式をクリップで留め、ステープラーは使用しないこととし、特別な製本も行わないこと。

また、電子データはCD、DVD等の電子媒体に保存し提出すること。

なお、提出された書類について、提出後の差し替え、変更又は取消しすることはできず、返却にも応じない。

ア 企画提案提出書（企画提案様式3） 1部

イ 企画提案書 12部（正本1部、副本11部）

- ・A4判片面で書式は自由とする。
- ・添付資料等を含め、最大で10ページ以内（表紙及び目次を除く。）とする。
- ・下記ウ及びエは、企画提案書の10ページには含めない。
- ・表紙及び目次を除き、ページの通し番号を付すこと。
- ・企画提案書正本のみ、表紙に提案事業者の名称、事業者の所在地、代表者の氏名、責任者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ・企画提案書では、業務仕様書「4 業務内容」に記載された各業務の具体的な

実施内容、提供可能な活動プログラム及び想定される年間のスケジュールを示すこと。

- 企画内容は、確実に応募者が実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、総予算額の中で実施できるものとみなす。

ウ 業務実施体制及び過去の業務実績（企画提案様式4） 12部

エ 積算書 12部

- A4判片面（書式及び枚数は自由）とする。各業務の積算根拠が分かるよう、事業費とその内訳について記載すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。

また、選定された契約候補者との契約額を確約するものではない。

(2) 提出期限

令和6年2月21日（水）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「19 応募・問い合わせ先」宛て郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

(4) その他

ア 企画提案を取下げる場合は、直ちに「取下願」（企画提案様式5）を提出すること。また、企画提案書提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

イ 「取下願」提出後における企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出された企画提案書は返却しない。

エ 企画提案書の著作権は各応募者に帰属するが、本業務において公表が必要と認められる場合は、札幌市は企画提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

オ 提出された企画提案書について、本企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（必要な改変、複製を含む）。

カ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第14号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

キ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、応募者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

12 書面審査の実施

応募者が6者以上の中には、以下のとおり、企画提案書の書面審査を行い、上位5位までの企画提案を選定し、応募者に通知するものとする。

なお、書面審査を実施する場合は、「13 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの実施」及び「15 審査結果等の通知及び委託契約の締結」の日時等を変更することがある。

- (1) 書面審査実施日（予定）
令和6年2月26日（月）
- (2) 実施方法
委員会による審査とする。
- (3) 書面審査項目
応募要件を満たしていない提案は無効とするほか、以下の項目で審査を行う。
 - ア 業務への理解（業務仕様書との適合性）
 - イ 業務の実施体制
 - ウ 業務内容（実現性、工夫、効果）
 - エ 業務実績
- (4) 書面審査結果の通知
応募者全員に、令和6年2月27日（火）頃に審査結果を電話及び書面で通知する。

13 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

札幌市の指定する日時に委員会に対し、企画提案書の内容等について、書面審査を通過した事業者又は応募者が6者未満の場合は応募者全員のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、実施に係る詳細については、参加意向申出書を提出した者へ別途通知する。

- (1) プrezentation及びヒアリング実施日（予定）
令和6年3月8日（金）
- (2) 実施場所
札幌市教育委員会 A・B会議室
札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル6階
- (3) 実施方法
 - ア 当日の説明者は1者につき3名以内とする。
 - イ 持ち時間は20分程度（説明10分、質疑10分）とし、札幌市の指示した時刻から順次個別に行う。
 - ウ プrezentation終了後、委員会によるヒアリングを行うため、応募者は委員会からの質問へ回答すること。
 - エ 事前に提出された企画提案書に基づき企画提案すること。当日の資料追加やプロジェクト等の使用は認めないものとする。
 - オ プrezentationに出席しない応募者の提案は、無効とする。

14 審査方法及び評価基準

- (1) 提出された企画提案は、委員会において、別表「評価項目及び評価基準表」に示す評価項目による総合点数方式で審査し、委員会委員が採点した合計点数の平均点（以下、「評価点」という。）が最も高い応募者を契約候補者として選定する。
なお、委員会委員が採点した合計点数の満点の6割を最低基準点（例：出席委員

数7名の場合、最低基準点は420点)とし、最低基準点を超えない場合は、契約候補者としないものとする。

- (2) 評価点が同点の者があるときは、別表の「業務の実施体制」、「業務内容①」、「業務内容②」の評価項目についての評価点が最も高い応募者を契約候補者とし、それでもなお同点となる場合は、委員会で協議の上、選定するものとする。
- (3) 応募者が1者の場合であっても、審査の結果、最低基準点に達している場合は契約候補者とする。なお、全応募者が最低基準点に達しなかった場合は、選定を行わない。

15 審査結果等の通知及び委託契約の締結

委員会において、審査の結果、最低基準点以上の得点を得た応募者のうち、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。

選定の結果は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した応募者全員に文書で通知する。

- (1) 審査結果通知日（予定）

令和6年3月中旬～下旬

- (2) 選定結果についての疑義申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。ただし、直接提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けないこととする。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先は「19 応募・問い合わせ先」とし、受付時間は8時45分から17時15分まで（土日・祝日を除く。）とする。

- (3) 委託契約の締結

ア 原則として、委員会で選定された契約候補者と札幌市の間で企画提案された内容を踏まえ協議の上、契約を締結するものとする。なお、協議が整わない場合は、契約候補者を変更することがある。

イ 契約は、札幌市契約規則、事務取扱要領その他の関係規定に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法によるものとし、札幌市は選定した契約候補者と別途見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

ウ 選定した契約候補者が契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた応募者を選定する。ただし、次点の評価を受けた応募者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

エ 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

16 参加資格の喪失

本件企画競争において応募者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することになったとき。

17 失格要件

次の各号に該当する場合には、委員会において審査の上、失格となる場合がある。

- (1) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない場合
- (3) その他委員会において不適当と判断した場合

18 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募者が不穏な行動をするとき又は公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めことがある。
- (3) 全ての委託業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務を第三者に委託することは妨げない。一部委託をする場合は、企画提案書等で示すとともに、札幌市に申し出たうえで承認を得ること。

19 応募・問い合わせ先

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課（担当：三井、国奥）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15 STV 北2条ビル4階

電話：011-211-3872 Fax：011-211-3873 E-mail：manabi@city.sapporo.jp